

ご契約いただく保険の内容

保険証券の保険金額欄に金額が表示される保険金の種類がお支払いの対象となります。

業務中の災害の補償

保険金をお支払いする場合

補償対象者^(注1)が被保険者の業務に従事している間^(注2)に偶然な事故によりケガ^(注3)をされたり、業務上の症状^(注4)を被られた場合(以下ケガおよび業務上の症状を「ケガなど」といいます。)に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)被保険者が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金^(注5)

(2)葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

※売上高方式でのご契約の場合は、日本国内の事故にかぎりお支払いの対象となります。

お支払いする保険金の種類と内容^(注6)

| 保険金の種類 | 内 容 |
|-------------------|---|
| ①死亡補償保険金 | ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額を限度にお支払いします。(既に「②後遺障害補償保険金」をお支払いしていた場合は、その金額を差し引いた金額を限度にお支払いします。) |
| ②後遺障害補償保険金 | ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された(以下「後遺障害」といいます。)場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に後遺障害等級 ^(注7) に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。 ^(注8) |
| ③入院補償保険金 | 平常の業務に従事すること、または平常な生活ができなくなり、かつ入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の入院に対し、1日につき入院保険金日額を限度にお支払いします。 |
| ④手術補償保険金 | 入院補償保険金をお支払いする場合で、そのケガなどの治療のためにケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられた場合、その手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍を限度にお支払いします。ただし、1回の事故によるケガなどについて1回の手術に限りです。 |
| ⑤通院補償保険金 | 医師の治療を受けた場合、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができる程度に治った日までの通院日数(往診も含みます。)に対し90日を限度として1日につき通院保険金日額を限度にお支払いします。ただし、ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内の通院に限りです。 【ご注意】次のような通院は、平常の業務に従事すること、または平常の生活に支障がある通院ではないため、すべて通院補償保険金のお支払いの対象となりません。 ○回復程度を確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガなどの治療行為を伴わない通院 ○ケガなどが治った後または医師によるケガなどの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院 |
| ⑥臨時費用保険金(死亡・後遺障害) | ケガなどをされた日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または後遺障害が生じた場合に、被保険者が支出した葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など(以下「臨時費用」といいます。)に対して保険証券の臨時費用保険金額欄に記載の金額を限度にお支払いします。ただし、補償対象者やその遺族に対して支払う臨時費用は保険証券記載の臨時費用の保険金額または100万円のいずれか低い額が限度となります。なお、保険金をお支払いする臨時費用はケガなどをされた日(亡くなられた場合は亡くなられた日)からその日を含めて180日以内に被保険者が支出した臨時費用に限りです。 |

業務外の災害の補償

保険金をお支払いする場合

補償対象者^(注1)が被保険者の業務に従事している間^(注2)以外の偶然な事故によりケガ^(注3)をされた場合に、次の(1)または(2)を支出することにより被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)被保険者が災害補償規程などに基づき補償対象者やその遺族に対して給付する補償金^(注5)

(2)葬儀費用、香典、救済者費用、代替者の求人に関する費用など臨時に支出する費用

※⑫については、売上高方式でのご契約の場合、日本国内の事故にかぎりお支払いの対象となります。

お支払いする保険金の種類と内容

| 保険金の種類 | 内 容 |
|-------------------|--|
| ⑦業務外死亡補償保険金 | お支払いする保険金の内容は、「業務中の災害の補償」の①から⑥までと同じです。ただし、「ケガなど」は「ケガ」と読み替えます。 ※⑦から⑫までは、次のいずれかの場合にかぎりお支払いの対象となります。 ○売上高方式の「 ワイドプラン 」の場合。ただし、補償対象者は被保険者の役員または個人事業主およびその家族従事者 ^(注9) のみとなります。 ○人数方式で業務外補償費用補償特約をセットされた場合 |
| ⑧業務外後遺障害補償保険金 | |
| ⑨業務外入院補償保険金 | |
| ⑩業務外手術補償保険金 | |
| ⑪業務外通院補償保険金 | |
| ⑫臨時費用保険金(死亡・後遺障害) | 業務外のケガや病気になった日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合に、被保険者が支出した臨時費用に対して10万円を限度にお支払いします。ただし、売上高方式の「 ワイドプラン 」の場合には、被保険者の役員または個人事業主およびその家族従事者 ^(注9) が業務外のケガにより亡くなられた場合またはこれらの方に後遺障害が生じた場合に被保険者が支出した臨時費用に対して、保険証券の臨時費用保険金額欄に記載の金額を限度にお支払いします。 |

使用者賠償責任の補償

保険金をお支払いする場合

被保険者の従業員や下請負人の従業員(被保険者の役員および家族従事者を除きます。)が被保険者の業務(被保険者から請け負った業務)に従事している間^(注*)の事故によりケガなどをされたことについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。⑬から⑯までの保険金を合算して、1回の事故について、保険証券の使用者賠償責任保険金額欄に記載の金額(そのうち⑰については1,000万円限度)を限度とします。なお、「⑬損害賠償金」に対する保険金については、政府労災により給付が決定された場合にかぎりお支払いします。また、⑭から⑯までの費用については、被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

(*) 出退勤途上の災害や業務外の災害については、被保険者に損害賠償責任が発生しないため、対象となりません。

※ 売上高方式でのご契約の場合は、日本国内の事故にかぎりお支払いの対象となります。

お支払いする保険金の種類と内容

| 保険金の種類 | 内 容 |
|---------|--|
| ⑬損害賠償金 | 補償対象者またはその遺族に対して支払う損害賠償金です。ただし、政府労災により給付が決定された場合にかぎりお支払いします。なお、次の(1)から(3)までの金額の合計額を超過する額について、保険金をお支払いします。 (1)政府労災により給付されるべき金額 (2)自動車損害賠償保障法に基づく責任保険(自賠責保険)などまたは自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 (3)災害補償規程などに従い、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 |
| ⑭損害防止費用 | 事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した費用です。 |
| ⑮権利保全費用 | 第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用のうち、日本興亜損保が有益であったと認めた費用です。 |
| ⑯争訟費用 | 損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。 |
| ⑰争訟対応費用 | 損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)などです。1回の事故について、1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。 |
| ⑱協力費用 | 日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。 |

(注1) 補償対象者およびお支払いの対象となる範囲は下表のとおりです。

■人数方式の場合

| | |
|-------|--------------------|
| 補償対象者 | 保険証券の補償対象者欄に記載される方 |
|-------|--------------------|

■売上高方式の場合

| 補償対象者 | ケガ (注3) | | | | 業務上の症状 (注4) | | その他 (左記以外) | |
|---|----------|---------|-------|---------|-------------|---------|------------|---------|
| | 業務中 (*1) | | 業務外 | | 業務中 (*1) | | | |
| | 補償保険金 | 臨時費用保険金 | 補償保険金 | 臨時費用保険金 | 補償保険金 | 臨時費用保険金 | 補償保険金 | 臨時費用保険金 |
| 被保険者の役員・個人事業主 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ (*6) |
| 被保険者の家族従事者 (*2) | ◎ | ◎ | ○ | ◎ (*5) | ◎ | ◎ | × | ◎ (*6) |
| 被保険者の従業員 (*3) | ◎ | ◎ | × | ◎ (*6) | ◎ | ◎ | × | ◎ (*6) |
| 被保険者の下請負人 (*4)、 その役員・従業員 (*3)、家族従事者 (*2) | ◎ (*7) | ◎ (*7) | × | × | ◎ (*7) | ◎ (*7) | × | × |

◎:ワイドプラン、エコノミープランいずれでも対象 ○:ワイドプランの場合のみ対象 ×:ワイドプラン、エコノミープランいずれでも対象外

(*1) 出退勤途上を含みます。

(*2) 個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、賃金の支払いを受ける方をいいます。

(*3) 正規従業員、臨時雇従業員をいい、家族従事者 (*2) および派遣社員は含まれません。

(*4) 被保険者と締結された下請負契約における請負人をいいます。なお、数次の請負による場合の請負人も含みます。

(*5) エコノミープランの場合は亡くなられたときのみ対象となります (10万円限度)。

(*6) 亡くなられた場合のみ対象となります (10万円限度)。

(*7) 被保険者から請け負った業務中の事故のみ対象となります。

なお、工事業におけるJV工事については下表のとおりです。

■工事業をされている事業者の方

工事業特約 (売上高方式・JV補償用) または工事業特約 (売上高方式・JV不担保用) をセットした場合とセットしない場合 (個別設定人数方式) の比較は次のとおりです。

| 施工方式 | 契約方式 | 個別設定人数方式 | 売上高方式 | |
|-------------------------|------------------------------|----------|---------------|----------------|
| | | 工事業特約なし | 工事業特約 (JV補償用) | 工事業特約 (JV不担保用) |
| 甲型JV工事 (共同施工方式) 中の事故 | 被保険者の役員・個人事業主 | ○ | ● | ● |
| | 被保険者の家族従事者 | ○ | ◎ | ● |
| | 被保険者の従業員 | ○ | ◎ | × |
| | 被保険者の下請負人、 その役員・従業員・家族従事者 | × | × | × |
| 乙型JV工事 (分担施工方式) 中の事故 | 被保険者の役員・個人事業主 | ○ | ● | ● |
| | 被保険者の家族従事者 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 被保険者の従業員 | ○ | ◎ | ◎ |
| | 被保険者の下請負人、 その役員・従業員・家族従事者 | ○ | ◎ | ◎ |

◎:補償対象 ○:補償対象者に含めている場合のみ補償対象 ×:補償対象外 ●:補償対象 (エコノミープランの場合は補償対象外)

(注2) 出退勤途上を含みます。ただし、補償対象者が下請負人およびその役員、従業員の場合は被保険者から請け負った業務に従事中に限ります。以下同じです。

(注3) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同じです。

(注4) 次の a) から c) までの要件をすべて満たす症状に限ります。以下同じです。

a) 偶然かつ外来によるもの b) 労働環境に起因するもの c) その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの

具体的には、熱中症、しもやけ、潜水病などが該当します。(振動症候群、腱鞘炎、塵肺症、かぜ症候群などは該当しません。)

(注5) 名称を問わず、災害補償規程、雇用または委任契約上の慣習などにより被保険者が法定外補償として補償対象者またはその遺族に支払う補償金、見舞金、弔慰金などをいいます。なお、この保険によりお支払いする保険金の額は、ご契約金額 (保険金額) または災害補償規程などに定める補償金の額のいずれか低い額を限度とします。なお、補償内容が重複する他の保険契約などがある場合にも、この保険契約でお支払いすべき保険金の額をお支払いします。なお、他の保険契約などから既に保険金が支払われている場合には、この保険契約でお支払いすべき保険金の額から既に支払われた保険金の額を差し引いて保険金をお支払いします。ただし、この保険契約でお支払いすべき保険金の額は、他の保険契約などから支払われる保険金の額と合算して災害補償規程などに定める補償金の額が限度となります。したがって、ご契約金額 (保険金額) は災害補償規程などの範囲内で設定してください。

※労働災害総合保険、被保険者を保険金受取人とする傷害保険、生命保険、共済契約などをいいます。

(注6) ケガなどをされた時に、既に存在していたケガなどや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガなどをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガなどや病気の影響によって、ケガなどの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(注7) 後遺障害等級の認定は、この保険契約に基づき独自に行います。

(注8) [売上高方式-エコノミープラン] の場合、第1級から第7級に該当する後遺障害が生じたとき、または1回の事故で第8級に該当する後遺障害が2種以上生じたときにかぎり、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に後遺障害等級 (注7) に応じた割合を乗じた額を限度にお支払いします。

(注9) 個人事業主と同居する親族のうち、個人事業主との間に使用従属関係がある方で、賃金の支払いを受ける方をいいます。以下同じです。

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通事由〉

- (1) ご契約者または被保険者の故意
- (2) 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 補償対象者の無免許運転または酒酔い運転中のケガなど
- (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

【ご注意】 売上高方式の場合は、お支払いの対象となります。

人数方式の場合は、オプションの「天災危険補償特約」をセットしたくことによりお支払いの対象となります。

- (5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- (6) 放射線照射、放射能汚染
- (7) アスベスト (石綿) もしくはアスベスト (石綿) を含む製品またはアスベスト (石綿) の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (8) 補償対象者が山岳登山 (ピッケルなどの登山道具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険なスポーツを行っている間のケガなど
- (9) 補償対象者が自動車などの乗用具で競技、競争、興行、試運転をしている間のケガなど

〈補償保険金および臨時費用保険金に関する固有事由〉

- (1) 補償対象者の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者に対する刑の執行

〈補償保険金に関する固有事由〉

- (1) 補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- (2) 補償対象者の脳疾患、病気 (業務上の症状を除きます。) または心神喪失
- (3) 補償対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- (4) むちうち症、腰痛その他の症状でそれらの症状を裏付けるに足りる医学的
他覚所見のないもの

〈使用者賠償責任に関する固有事由〉

- (1) 補償対象者の脳疾患、病気 (業務上の症状を除きます。) または心神喪失
- (2) 被保険者と他人との間の約定などにより加重された損害賠償責任
- (3) 被保険者と同居および生計を共にする親族に対する損害賠償責任
- (4) 政府労災などによって給付を行った保険者が費用の徴収をすることによる損害
- (5) 補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償責任

など